

第二十四回国会 建設委員会 議録 第十六号

昭和三十一年三月十五日(木曜日)

午後一時四十三分開議

出席委員

委員長 徳安 實藏君

理事内海 安吉君 理事萩野 豊平君

理事薩摩 雄次君 理事瀬戸山 三男君

理事前田榮之助君 理事三鍋 義三君

逢澤 寛君 大高 康君

久野 忠治君 高木 松吉君

戸塚九一郎君 中村 寅太郎君

二階堂 進君 松澤 雄藏君

山口 好一君 今村 等君

榎 兼次郎君 中島 巖君

山下 榮二君 渡邊 惣藏君

出席國務大臣

建設大臣 馬場 元治君

出席政府委員

建設政務次官 堀川 恭平君

建設事務官 町田 稔君

建設局長 富樫 凱一君

建設技官 (道路局長) 富樫 凱一君

建設技官 (住宅局長) 鎌田 隆男君

委員外の出席者

専門員 西畑 正倫君

三月九日

委員久野忠治君辞任につき、その補欠として越智茂君が議長の名で委員に選任された。

委員久野忠治君辞任につき、その補欠として高木松吉君が議長の指名で委員に選任された。

委員越智茂君辞任につき、その補欠として高木松吉君が議長の指名で委員に選任された。

委員荒船清十郎君、南條徳男君及

委員荒船清十郎君、南條徳男君及

委員荒船清十郎君、南條徳男君及

委員荒船清十郎君、南條徳男君及

委員荒船清十郎君、南條徳男君及

委員荒船清十郎君、南條徳男君及

委員荒船清十郎君、南條徳男君及

委員荒船清十郎君、南條徳男君及

委員荒船清十郎君、南條徳男君及

委員荒船清十郎君、南條徳男君及

比川島金次君辞任につき、その補欠として久野忠治君、戸塚九一郎君及び榎兼次郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員戸塚九一郎君辞任につき、その補欠として南條徳男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員戸塚九一郎君辞任につき、その補欠として南條徳男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員戸塚九一郎君辞任につき、その補欠として南條徳男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員戸塚九一郎君辞任につき、その補欠として南條徳男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員戸塚九一郎君辞任につき、その補欠として南條徳男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員戸塚九一郎君辞任につき、その補欠として南條徳男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員戸塚九一郎君辞任につき、その補欠として南條徳男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員戸塚九一郎君辞任につき、その補欠として南條徳男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員戸塚九一郎君辞任につき、その補欠として南條徳男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員戸塚九一郎君辞任につき、その補欠として南條徳男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員戸塚九一郎君辞任につき、その補欠として南條徳男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員戸塚九一郎君辞任につき、その補欠として南條徳男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員戸塚九一郎君辞任につき、その補欠として南條徳男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員戸塚九一郎君辞任につき、その補欠として南條徳男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員戸塚九一郎君辞任につき、その補欠として南條徳男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員戸塚九一郎君辞任につき、その補欠として南條徳男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員戸塚九一郎君辞任につき、その補欠として南條徳男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

の審査を本委員会に付託された。

同日

委員戸塚九一郎君辞任につき、その補欠として南條徳男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員戸塚九一郎君辞任につき、その補欠として南條徳男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員戸塚九一郎君辞任につき、その補欠として南條徳男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員戸塚九一郎君辞任につき、その補欠として南條徳男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員戸塚九一郎君辞任につき、その補欠として南條徳男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員戸塚九一郎君辞任につき、その補欠として南條徳男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員戸塚九一郎君辞任につき、その補欠として南條徳男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員戸塚九一郎君辞任につき、その補欠として南條徳男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員戸塚九一郎君辞任につき、その補欠として南條徳男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員戸塚九一郎君辞任につき、その補欠として南條徳男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員戸塚九一郎君辞任につき、その補欠として南條徳男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員戸塚九一郎君辞任につき、その補欠として南條徳男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員戸塚九一郎君辞任につき、その補欠として南條徳男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員戸塚九一郎君辞任につき、その補欠として南條徳男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員戸塚九一郎君辞任につき、その補欠として南條徳男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員戸塚九一郎君辞任につき、その補欠として南條徳男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員戸塚九一郎君辞任につき、その補欠として南條徳男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

○徳安委員長 これより会議を開きます。

地代家賃統制令の一部を改正する法律案、都市公園法案、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案の各案を逐次議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。内海安吉君。

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案

2 前項の指定は、積雪又は寒冷の度、道路の重要性その他の事情を勘案して政令で定める基準に従つて行うものとする。

3 建設大臣は、第一項の指定をした場合には、当該道路の路線名及び区間を官報で公示しなければならない。

(積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画)

第四條 建設大臣は、昭和三十一年度以降の毎五箇年を各一期として、当該期間中の前条の規定により指定された道路に関する積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画(以下「道路交通確保五箇年計画」という。)の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。

2 建設大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、道路交通確保五箇年計画を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 前二項の規定は、道路交通確保五箇年計画を変更しようとする場合に準用する。

第五條 道路交通確保五箇年計画は、次の各号に掲げる事項につき定めなければならない。

一 除雪(除雪機械の整備を含む。以下第六条において同じ。)に関する事項

二 防雪に関する事項

三 凍雪害の防止に関する事項

三 凍雪害の防止に関する事項

三 凍雪害の防止に関する事項

三 凍雪害の防止に関する事項

三 凍雪害の防止に関する事項

三 凍雪害の防止に関する事項

三 凍雪害の防止に関する事項

三 凍雪害の防止に関する事項

三 凍雪害の防止に関する事項

三 凍雪害の防止に関する事項

三 凍雪害の防止に関する事項

三 凍雪害の防止に関する事項

三 凍雪害の防止に関する事項

三 凍雪害の防止に関する事項

三 凍雪害の防止に関する事項

三 凍雪害の防止に関する事項

三 凍雪害の防止に関する事項

三 凍雪害の防止に関する事項

三 凍雪害の防止に関する事項

三 凍雪害の防止に関する事項

三 凍雪害の防止に関する事項

三 凍雪害の防止に関する事項

三 凍雪害の防止に関する事項

三 凍雪害の防止に関する事項

三 凍雪害の防止に関する事項

三 凍雪害の防止に関する事項

三 凍雪害の防止に関する事項

(費用の補助)

第六条 国は、道路管理者が道路交通確保五箇年計画に基いて実施する除雪、防雪又は凍雪害の防止に係る事業に要する費用については、道路法(第八十八条を除く。)及び道路の修繕に関する法律(昭和二十三年法律第二百八十二号)の規定にかかわらず、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その三分の二以内を道路管理者(一級国道及び二級国道にあつては、道路管理者である都道府県知事の統轄する都道府県)に対して補助するものとする。

(道路法の適用)

第七条 道路管理者が道路交通確保五箇年計画に基いて実施する除雪、防雪又は凍雪害の防止に係る事業については、この法律に定めるものを除くほか、道路法の規定の適用があるものとする。この場合において、当該除雪又は防雪に係る事業に関しては、道路法第六十一条第一項中「道路に関する工事」とあるのは「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第三号)第四條第一項に規定する積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画に基いて実施される除雪又は防雪に係る事業」と、「当該工事」とあるのは「当該除雪又は防雪に係る事業」と読み替えて、同条の規定及び同条に係る道路法のその他の規定を適用する。

附則

この法律は、公布の日から施行す

る。ただし、第六条の規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。

本条施行に要する経費として、初年度約十五億円の見込である。

都市公園法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 都市公園の設置及び管理(第三条・第十八条)
- 第三章 雑則(第十九条・第二十条)
- 第四章 罰則(第二十五条・第二十七條)

附則

第一章 総則

第一条 (目的) この法律は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定め、都市公園の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「都市公園」とは、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第二条の規定により決定された都市計画区域内において地方公共団体が設置する公園若しくは緑地又は同法第三条の規定により決定された都市計画の施設である公園若しくは緑地で地方公共団体が設置するものをいい、それらの地方公共団体が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするた

め当該都市公園に設けられる次の各号に掲げる施設をいう。

- 一 園路及び広場
- 二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの
- 三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの
- 四 ぶらんこ、すべり台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの
- 五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの
- 六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの
- 七 売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの
- 八 門、さく、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの
- 九 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

3

国立公園法(昭和六年法律第三十六号)第三条の規定により決定された国立公園計画又は同法第十一条ノ二第一項の規定により指定された国立公園に準する区域に係る国立公園計画に準して決定された計画(以下これを「国立公園計画等」という)に基いて設けられる同法第二条に規定する施設で第一項に規定する公園若しくは緑地又は前項各号に掲げる施設に該当するものは、前二項の規定にかかわらず、都市公園又は公園施設に含まれないものとする。

第二章 都市公園の設置及び管理

(都市公園の設置基準)

第三条 地方公共団体が都市公園を設置する場合においては、政令で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準に適合するように行うものとする。

(公園施設の設置基準)

第四条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ)の建築面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の二をこえてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲内ではこれをこえることができる。

2 前項に規定するもののほか、公園施設の設置に関する基準については、政令で定める。

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

第五条 都市公園を設置する地方公共団体(以下「公園管理者」という)は、当該都市公園に設ける公園施設で自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるものに限り、公園管理者以外の者に当該公園施設を設け、又は管理させることができる。

2 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理しようとするときは、条例で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならぬ。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、十年をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

(都市公園の占用の許可)

第六条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。

3 第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が条例で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

4 第一項の規定による都市公園の占用の期間は、十年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

第七条 公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるもので

あつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの

二 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの

三 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの

四 郵便差出箱又は公衆電話所

五 非常災害に際し災害にかかつた者を収容するため設けられる仮設工作物

六 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物

七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設

(許可の条件)

第八条 公園管理者は、第五条第二項又は第六条第一項若しくは第三項の許可に都市公園の管理のために必要な範囲内で条件を附することができる。

(国等の行う都市公園の占用の特例)

第九条 郵便その他国の行う事業又は日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社若しくは原子燃料公社の行う事業のため、第七条各号に掲げる工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用する場合においては、これらの事業を行う者と公園管理者との協議が成立することをもつて第六条第一項又は第三項の許可があつたものとみなす。

（原状回復）

第十条 第五条第二項又は第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは都市公園の占用の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占用を廃止したときは、ただちに都市公園を原状に回復しなければならぬ。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。

2 公園管理者は、第五条第二項又は第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(監督処分)

第十一条 公園管理者は、次の各号の一に該当する者に対して、この法律の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設の改築、移転若しくは除却、当該工作物その他の物件若しくは施設により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基く政令の規定又はこの法律の規定に基く処分に違反している者

二 この法律の規定による許可に附した条件に違反している者

三 偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可を受けた者

2 公園管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、この法律の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

二 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合

三 前二号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 公園管理者は、前二項の規定により処分をし、又は必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ当該処分をされ、又は当該措置を命ぜられるべき者について聴聞を行わなければならない。ただし、その者が聴聞に値しないとき、又は緊急やむを得ないときは、この限りでない。

4 第一項又は第二項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を通知することのできないときは、公園管理者は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定め、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わなければならない。

(監督処分に伴う損失の補償)

第十二条 公園管理者は、この法律の規定による許可を受けた者が前条第二項の規定により処分をされ、又は必要な措置を命ぜられたことによつて損失を受けたときは、その者に対し通常受けるべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、公園管理者と損失を受けた者とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、公園管理者は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金額の支払を受けた日から三十日以内に取用委員会に土地取用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

4 公園管理者は、第一項の規定による補償の原因となつた損失が前条第二項第三号の規定により処分をし、又は必要な措置を命じたことによるものであるときは、当該補償金額を当該理由が生じさせた者に負担させることができる。

(原因者負担金)

第十三条 公園管理者は、都市公園に関する工事以外の工事（以下、他の工事という。）又は都市公園を

損傷した行為若しくは都市公園の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）により必要を生じた都市公園に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為について費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

(附帯工事に要する費用)

第十四条 都市公園に関する工事に必要を生じた他の工事又は都市公園に関する工事に要する費用は、第八条の規定により許可に附した条件に特別の定めがある場合及び第九条の規定による協議による場合を除くほか、その必要を生じた限度において、当該都市公園に関する工事について費用を負担する者がその全部又は一部を負担しなければならない。

2 公園管理者は、前項の都市公園に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となつたものであるときは、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為について費用を負担する者に負担させることができる。

(義務履行のために要する費用)

第十五条 この法律若しくはこの法律に基く政令の規定又はこの法律の規定によつてする処分による義務を履行するため必要な費用は、この法律に特別の規定がある場合を除くほか、当該義務者が負担しなければならない。

第二類第十二号 建設委員会議録第十六号 昭和三十一年三月十五日

三

(都市公園の保存)

第十六条 公園管理者は、都市公園の区域内において都市計画法第五条の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が執行される場合その地公益上特別の必要がある場合又は廃止される都市公園に代るべき都市公園が設置される場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。

(都市公園台帳)

第十七条 公園管理者は、その管理する都市公園の台帳(以下この条において「都市公園台帳」という。)を作成し、これを保管しなければならない。

2 都市公園台帳の記載事項その他その作成及び保管に関し必要な事項は、建設省令で定める。

3 公園管理者は、都市公園台帳の閲覧を求められたときは、これを拒むことができない。

(条例で規定する事項)

第十八条 この法律及びこの法律に基く命令で定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は、公園管理者である地方公共団体の条例で定める。

第三章 雑則

(補助金)

第十九条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、地方公共団体に對し都市公園の新設又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

(報告及び資料の提出)

第二十条 地方公共団体は、都市公園を設置し、その区域を変更し、

若しくは都市公園を廃止したとき、又はこの法律に基く条例を制定したときは、建設省令で定めるところにより、建設大臣に報告しなければならない。

2 建設大臣は、地方公共団体に対して、この法律の施行に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(都市公園の行政又は技術に関する勧告等)

第二十一条 建設大臣は、都道府県及び市町村に對し、都道府県知事は、市町村に對し、都市公園を保全し、その他都市公園の整備を促進するため都市公園の行政又は技術に関し必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

(私権の制限)

第二十二条 都市公園を構成する土地物件については、私権を行使することができない。ただし、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。

(公園予定地等)

第二十三条 地方公共団体が都市公園を設置すべき区域を決定し、その旨を公告した後当該区域に都市公園が設置されるまでの間においても、地方公共団体が当該区域内にある土地について権限を取得した後においては、第四条から第十四条まで及び前条の規定は、当該土地(以下「公園予定地」という。)又は当該公園予定地に設けられる施設で公園施設となるべきもの(以下「予定公園施設」という。)について準用する。

2 地方公共団体は、前項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(異議の申立及び訴訟)

第二十四条 公園管理者(前条の規定により都市公園を設置すべき区域を決定した地方公共団体を含む。以下この条において同じ。)がした次の各号の一に掲げる処分について不服のある者は、処分のあつた日から三十日以内に当該処分をした公園管理者である地方公共団体の長に異議の申立をすることができる。

一 第五条第二項又は第六条第一項若しくは第三項(前条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による許可又はこれらの規定による許可を与えないこと。

二 第十条第二項(前条第一項において準用する場合を含む。)の規定による指示

三 第十一条第一項又は第二項(前条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による処分又はこれらの規定による必要な措置の命令

四 第十二条第四項、第十三条又は第十四条第二項(前条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による負担の決定

2 前項の規定による異議の申立があつたときは、公園管理者である地方公共団体の長は、申立を受理

した日から三十日以内に文書をもって決定しなければならない。

3 前項の規定による決定に不服のある者は、決定の通知を受けた日から二十日以内に建設大臣に訴願することができる。

4 訴願法(明治二十三年法律第五号)第十二条の規定は、第一項の規定による異議の申立について準用する。

第四章 罰則

第二十五条 第十一条第一項又は第二項(第二十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定により公園管理者(第二十三条の規定により都市公園を設置すべき区域を決定した地方公共団体を含む。)の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十萬圓以下の罰金に処する。

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に処する。

一 第五条第二項(第二十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した公園施設(予定公園施設を含む。)を設け、又は管理した者

二 第六条第一項又は第三項(第二十三条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して都市公園(公園予定地を含む。)を占用した者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(既設公園の取扱)

2 この法律の施行の際現に都市計画区域内において地方公共団体若しくは地方公共団体の長が設置し、若しくは管理している公園若しくは緑地又は都市計画の施設である公園若しくは緑地で地方公共団体若しくは地方公共団体の長が設置し、若しくは管理しているもの(国立公園計画等に基いて設けられている国立公園法第二条に規定する施設で公園又は緑地に該当するものを除く。以下「既設公園」という。)は、この法律の施行の日において、当該地方公共団体又は当該地方公共団体の長の統括する地方公共団体が設置する都市公園となるものとする。

3 この法律の施行の際現に推原に基いて施設公園の施設(第二条第二項各号に掲げる施設に該当する既設公園の施設をい、当該既設公園を管理する地方公共団体の長がこの法律の施行の際当該既設公園の効用を全うするものでないものとして指定する施設及び国立公園計画等に基いて設けられている国立公園法第二条に規定する施設を除く。以下「既設公園施設」という。)として設けられている建築物の建築面積及びこの法律の施行の際現に権限に基いて既設公園施設として新設又は増設の工事が行わ

れている建築物の建築予定面積の
設計が、第四條第一項に規定する
公園施設の設置基準に適合してい
ない場合においても、これらの建
築物は、同条同項の規定にかかわ
らず、この法律の施行の日以後に
おいてもなお存置することができ
る。

4 この法律の施行の際既に権原に
基いて既設公園施設を設け、又は
管理している者が公園管理者とな
るべき者以外のものは、その権原
に基いてなお当該既設公園施設を
設け、又は管理することができ
るものとされている期間（当該期間
が十年をこえるとき、又は当該期
間について期間の定めのないとき
は、この法律の施行の日から起算
して十年とする）、従前と同様の
条件により、当該公園施設を設
け、又は管理することについて第
五條第二項の許可を受けたものと
みなす。この法律の施行の際既に
権原に基いて既設公園施設を設け
るため当該既設公園施設の新設、
増設又は移転の工事を行つてい
る者が公園管理者となるべき者以
外のものについても、同様とする。
（公園施設以外の既存物件に関す
る経過措置）

5 この法律の施行の際既に権原に
基いて第七條各号に掲げる工作物
その他の物件又は施設を設けて既
設公園を占有している者は、その
権原に基いてなお当該既設公園を
占有することができるとされ
ている期間（当該期間が第六條第
四項前段に規定する政令で定める
期間をこえるとき、又は当該期間

について期間の定めのないときは、
この法律の施行の日から起算して
当該政令で定める期間とする。）、
従前と同様の条件により、当該工
作物その他の物件又は施設を設け
て当該都市公園を占有することに
ついて第六條第一項の許可を受け
たものとみなす。この法律の施行
の際既に権原に基いて第七條各号
に掲げる工作物その他の物件又は
施設を設けるため既設公園を占有
して当該工作物その他の物件又は
施設の新設、増設又は移転の工事
を行つている者についても、同様
とする。

6 この法律の施行の際既に権原に
基いて既設公園施設及び第七條各
号に掲げる工作物その他の物件又
は施設以外の工作物その他の物件
又は施設（以下この項において「工
作物等」という。）を設けて既設公
園を占有している者がある場合に
おいては、その者がその権原に基
いてなお当該既設公園を占有する
ことができるものとされている期
間（当該期間が五年をこえるとき、
又は当該期間について期間の定め
のないときは、この法律の施行の日
から起算して五年とする。）に限
り、当該工作物等を第七條各号に
掲げる工作物その他の物件又は施
設とみなし、その者を従前と同様
の条件により当該工作物等を設け
て当該都市公園を占有することに
ついて第六條第一項の許可を受け
たものとみなす。この法律の施行
の際既に権原に基いて工作物等を
設けるため既設公園を占有して当
該工作物等の新設、増設又は移転

の工事を行つている者がある場合
においても、同様とする。

（損失の補償）

7 公園管理者は、附則第四項から
前項までに規定する者が、これら
の規定によつて、従前の権原によ
りなお公園施設を設け、若しくは
管理し、又は都市公園を占有する
ことができるものとされていた期
間を短縮されたことによつて損失
を受けたときは、その者に対し通
常受けるべき損失を補償するもの
とする。

8 第十二條第二項及び第三項の規
定は、前項の場合に準用する。

（地盤国有公園に関する経過措置）

9 国は、明治六年太政官布告第十
六号に基いて設置された公園又は
旧東京市改正条例（明治二十一
年勅令第六十二号）により議定さ
れた事業、旧特別都市計画法（大
正十二年法律第五十三号）による
特別都市計画事業、旧神宮関保特
別都市計画法（昭和十五年法律第
七十五号）による都市計画事業若
しくは旧特別都市計画法（昭和二
十一年法律第十九号）による特別
都市計画事業によつて生じた公園
とこの法律の施行の際都市公園と
なるものを構成する国有に属する
土地物件については、国有財産法
（昭和二十三年法律第七十三号）第
二十一條の規定にかかわらず、当
該土地物件に係る都市公園が設置
されている間、当該都市公園を管
理すべきものとなつた地方公共団
体に無償で貸し付けるものとする
。ただし、当該都市公園を構成
する国有の土地のうち附則第六項

に規定する工作物等の敷地である
ものについては、当該工作物等の
敷地である期間中は有償とする。

（建設省設置法の改正）

10 建設省設置法（昭和二十三年法
律第十三号）の一部を次のよう
に改正する。
第三條第五号の四を第五号の
五とし、第五号の三の次に次の一
号を加える。
五の四 都市公園法（昭和三十
一年法律第 号）の施行に關す
る事務を管理すること。

地代家賃統制令の一部を改正する
法律案
地代家賃統制令の一部を改正す
る法律

地代家賃統制令（昭和二十一年勅
令第四百四十三号）の一部を次の
ように改正する。
第七條第一項第一号を次のように
改める。
一 借地について改良工事がなさ
れたとき、又は借家について改
良工事若しくは大修繕と認めら
れる工事がなされたとき。

第七條第二項中「前項」を「第一項」
に改め、同条第一項の次に次の一項
を加える。
前項第一号に規定する大修繕と
認められる工事の範囲は、建設省
令で定める。

第八條第二項中「前条第二項」
を「前条第三項」に改める。
第十五條第一項中「第七條及び第
八條の規定による認可をする場合」
を「第八條第一項の規定により職權
で地代又は家賃の停止統制額又は認

可統制額を減額する場合」に改め
る。

第二十三條第二項中「第三号乃至
第六号に規定する建物のうち居住の
用に併する部分」を「第三号乃至第
七号に規定する建物のうち当該建物
の一部を賃借している者がこれを居
住の用に供し、かつ、その床面積が
三十坪以下である場合における当該
部分（以下この条において「賃借部
分」という。）に、「第三号乃至第六
号の用に供する部分」を「第四号乃至
第七号の用に供する部分」に改め、
同項中第六号を第七号とし、第三号
から第五号までを一号ずつ繰り下
げ、第二号の次に次の一号を加え
る。
三 延べ面積が三十坪をこえる建
物（当該建物の延べ面積から賃
借部分の床面積（当該賃借部分
の一部を転賃している場合にお
いても当該賃借部分の床面積と
する。以下この号において同
じ。）又は賃借部分の床面積の合
計を差引いた部分の床面積が三
十坪以下である建物を除く。）及
びその敷地

第二十三條第三項中「第三号乃至
第六号」を「第三号乃至第七号」に、
「居住の用に供する部分」を「賃借部
分」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十一年七月
一日から施行する。
2 この法律の施行前にした行為に
對する罰則の適用については、な
お従前の例による。

○内海委員 たいだいま議題になりました積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

積雪寒冷地域における道路は、長期にわたる交通の途絶を余儀なくされ、ために産業経済活動の停止、生活の不安、文化の障害等その影響するところきわめて広範でかつ大なるものがあります。せつかく整備された道路が約数カ月にはわたりその機能を喪失するばかりでなく、凍結融解期における路層の破損、損傷を反覆補修するための経費は、この地域内における年間道路予算の半ばを占めるといふ実情であります。自動車交通が国民活動のための絶対要件となつた今日におきましては、以上のような障害をやむを得ない自然現象として放置することはできないのでありまして、積極的にこれを排除して、国民生活領域の拡大保全をはかることは当然の任務であると信ずるものであります。これがためには積雪寒冷地域にあっては近代的な機械による除雪を励行し、防雪の施設を行い、さらにまた凍上による路層の破損に対しましては、排水施設及び路盤改良を施行することによつて年間を通じ道路交通を確保することができるとあります。

このことは、終戦後北海道その他において一部の重要道路について実施しその顕著な効果をおさめるといふ事実を明らかにしております。しかしながらこれを完全に施行しかつ広範囲に実施するためには相当額の経費を必要とするのでありまして、経費の点から見ても作業の内容から見ても、普通の道路維持とは全く趣きを異にいたします。

す。従つてこれを地方公共団体に一任してその全きを期することはほなだ困難でありますので、この際においては特別な立法措置を行い、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保を特に必要とする主要道路について除雪、防雪、並びに凍雪害の防止に関する事業に要する経費に対し、国庫補助の道を開くことが必要であると存する次第であります。

以下この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、建設大臣は別に政令で定める基準に従ひまして、積雪寒冷特別地域における道路交通確保が特に必要と認められる道路を指定し、これを公示することとしたしております。

第二に、建設大臣は昭和三十一年度以降毎五カ年を各一期として、除雪（除雪機械の整備を含む）、防雪及び凍雪害の防止に関する各事項を内容とした積雪寒冷特別地域道路交通確保五カ年計画（以下道路交通確保五箇年計画という。）の案を作成して閣議の決定を求めることとしたいたしました。

第三に、道路交通確保五カ年計画に基いて実施する事業に要する費用については、道路法（第八十八条を除く）及び道路の修繕に関する法律の規定にかかわらず予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その三分の二以内を道路管理者に対し補助するものとしたいたしました。

第四に、この法律で規定するもの以外の事項につきましては一部読みかえを行い、道路法の規定の適用があるものとしたいたしました。

以上がこの法律案の提案理由及びこの要旨であります。何とぞ慎重御審

議の上すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

○徳安委員 馬場建設大臣。○馬場國務大臣 たいだいま提案になりました都市公園法案につきまして、提案の理由とその要旨を御説明申し上げます。

従来、営造物である公園に関する法制としては、明治六年太政官布告第十六号のほかは、わずかに都市計画法及び土地区画整理法にその建設に関する規定が散在するにすぎず、これが管理に関する法制は全く存在しなかつたのであります。その結果、公園の管理の適切を欠くものが多く、あるいは荒廃し、あるいは壊滅した公園も少なくない状況であります。

このような事態に対処するため、公園の規制に関する法律の制定が長年にわたり各方面から要望されておりましたので、ここに都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて都市公園の健全な発達をはかり、もつて公共の福祉の増進に資するため、本法案を提案することとしたいたしました次第であります。

以上が本法案の提案理由であります。次に本法案の要旨につきまして簡単に御説明申し上げます。

第一に、本法は市街地の住民のための公園を規制の対象としたしまして、その範囲を都市計画区域内において地方公共団体が設置する公園もしくは緑地または都市計画の施設である公園もしくは緑地で地方公共団体が設置するものとしたのであります。

第二に、公園は本来屋外における休息、観賞、散歩、遊戯、運動等を行う場所でありますので、公園施設として設けられる建築物の建築等を限定したのであります。

第三に、公園の管理が乱れる最も大きな原因は、公園の効用を阻害する工作物等によつて公園が占用されることにありますので、これらの工作物等による都市公園の占用は、一定の要件を満たさない限り、許されないものとしたのであります。

第四に、公園管理者である地方公共団体に対して、法令違反者等に対する監督処分権限を付与してこの法律の実効を確保することとしたのであります。

第五に、わが国の人口一人当りの都市公園の面積は諸外国に比較してきわめて狭く、かつ、都市公園は一たび廃止されますとこれにかわるべき都市公園を建設することは容易でありませんので、公園管理者は、公益上特別の必要がある場合または廃止されるべき都市公園にかわるべき都市公園が設置される場合のほか、みだりに都市公園の全額または一部を廃止してはならないこととしたのであります。

第六に、都市公園の使用関係を私法上の契約にかかせておきますと、とかくその関係が不明確になりがちでありますので、都市公園を構成する土地物件については、私権の行使を制限することとしたのであります。

以上が都市公園法案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

次に地代家賃統制令の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

昭和十三年以来、戦後の混乱期に引き続き物価政策の一環として行われ、国民の住生活の安定に役立って参りましたが、昭和二十五年に至り、一般物価の安定とともに統制対象は大幅に縮小されまして、今日におきましては、主として昭和二十五年七月以前に建築した住宅とその敷地について統制されております。以上の様に、地代家賃の統制は、住居費の安定に役立っておりますが、その反面現行統制額が低水準に置かれておりますため、借家の老朽化、借家の再生産の阻害、借家敷地の減少等住宅対策上検討すべき問題を生じており、また統制の対象につきましても現在の社会的経済的情勢に即応するように再検討をする必要が生じて参りました。

従ひまして、この際、統制借家の修繕を促進させてその老朽化を防止するとともに、統制対象につきましては、現在の住宅事情、経済事情からいたしまして、これを必要最小限度にとどめ、統制令の適切かつ合理的な運営をはかる措置を講ずることとした次第であります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。次に、本法案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、借家老朽化防止のための措置をいたしまして、借家について大修繕を行つた場合には、都道府県知事の認可によつて家賃の増額を認めることとし、借家の修繕を促進する道を開くこととしたいたしました。

第二に、統制の適切な運営をはかるため、三十坪をこえる建物及びその敷地、または三十坪をこえる貸借部分を

地代家賃の統制は、御承知の通り、昭和十三年以来、戦後の混乱期に引き続き物価政策の一環として行われ、国民の住生活の安定に役立って参りましたが、昭和二十五年に至り、一般物価の安定とともに統制対象は大幅に縮小されまして、今日におきましては、主として昭和二十五年七月以前に建築した住宅とその敷地について統制されております。以上の様に、地代家賃の統制は、住居費の安定に役立っておりますが、その反面現行統制額が低水準に置かれておりますため、借家の老朽化、借家の再生産の阻害、借家敷地の減少等住宅対策上検討すべき問題を生じており、また統制の対象につきましても現在の社会的経済的情勢に即応するように再検討をする必要が生じて参りました。

従ひまして、この際、統制借家の修繕を促進させてその老朽化を防止するとともに、統制対象につきましては、現在の住宅事情、経済事情からいたしまして、これを必要最小限度にとどめ、統制令の適切かつ合理的な運営をはかる措置を講ずることとした次第であります。

統制の対象から除外し、統制対象を現下の国民生活の安定に必要なもののみにとどめることとしたしました。

なお、現在では都道府県知事が地代家賃の統制額を増減額する際には、都道府県地代家賃審査会の意見を聞くことになっておりますが、今回の修繕促進の措置により認可件数が相当増加することと予想されますので、事務の簡素化、経費の節約のために地代家賃審査会の諮問事項を整理いたしまして、この際これを簡素化することとしたしました。

以上がこの法律案の提出の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

○徳安委員長 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案に対する質疑に入ります。質疑の通告がありますからこれを許します。前田榮之助君。

○前田(榮)委員 積雪寒冷特別地域における道路交通を確保することはきわめて緊要なことで、今日の交通状態ではまことに適切なところの立法措置だとは思いますが、それについて提案者にお尋ね申し上げます。この路線を指定する際に、大体において建設大臣はこの法文が示しておる通りに積雪寒冷地の道路交通確保五カ年計画を閣議に諮ってやられるのでありますが、ただこの路線の指定をされる際において、交通運輸の関係から運輸大臣に協議する必要があるのではないかとお考へになっておりますか、御説明をお願いいたします。

○内海委員 前田さんの御質問はごもっともと考えます。道路といえは必ず輸送ということがつきものでございまして、従ってこの間の問題につきましても、いろいろ議論のあることは当然であります。ただいま前田さんも仰せの通り、政令の施行によつてとにかくこの問題を片づけていきたいということが、法文の間に出ておるのでございします。すなわち、路線指定の基準は、第三条第二項に基き政令で定めることになっておりますので、そのときは当然運輸大臣と建設大臣との間において、御相談があるべきはずである、というよりも、むしろ閣議において決定ということになると思ひのでございします。従つて、その閣議において決定するときは、当然運輸大臣がこれに対する賛否の意見を唱えられることと存するものであります。従ひまして、路線指定の基準は、主として通過交通量が対象となると思ひのでありますが、これらが政令で決定すれば、これによつて路線の指定は事務的に行われることとなるので、この程度のことでは、道路法との関係から考えても、建設大臣に一任してもいいのではないかと考えられるのでございします。

○前田(榮)委員 発案者の御意見はわかりましたが、行政庁である建設省の道路局長のこれに対する御意見もあわせてお伺いしたいと思ひます。

○富樫(勲)政府委員 冬季交通を確保するための道路の指定でございします。当然運輸を所管しておる方面と相談はいたさなければならぬと考えておるわけですが、それはこの法律によりまして、この指定は別に政令で定める基準によらなければならぬこと

とになっておりますし、その基準によりまして、道路のうちどの路線を指定するかは、事務的にきまつて参ると考えますので、建設大臣がその基準によつて指定する以上は、差しつかえないものと考えるわけでありまして。

○前田(榮)委員 次に御尋ね申し上げますが、本法の施行につきましても、相当財源が必要だと思ひのでございします。その財源を何によつて求めたらよいと考へ、またこの発案をされる場合に、立案者といたしまして財源を何に求めるという御所存なのか。揮発油税をもつてこれに充てるという考へなのか、その点お聞かせ願ひたいと思ひます。

○内海委員 この法律は昭和三十三年度から実行したいというので、やはり財源問題につきましても、いろいろ同志の間においても議論があつたのでございします。しかし、三十二年度から実行するといふような考へも、やはり財源問題について非常に苦心があつたといふことは、前田さんも御承知のことと存じますが、凍雪害の防止については、これが路盤改良となる部分については、一部揮発油税を財源とすることになると思ひます。その他の防雪、除雪等の事業は、一応大半が道路整備五カ年計画以外の事業であるので、当然揮発油税以外の財源をもつてこれに充てなければならぬといふような考へをもつて折衝したいと思ひております。

○前田(榮)委員 建設当局にこの際お尋ね申し上げておきたいと思ひのであります。道路が特別に破損することは、これは申すまでもないのであります。これについて建設省は、いわゆる道路財

源の使用率といふますか、そういうことについて、これらの地と、そういう特殊な地域でない、費用のあまりからないところとの均衡上、ただ事業費の額によつて公平を保つというただ金額というよりなことにこだわらうなところがあつては、実質的に非常に不公平な処置に相なると思ひのであります。従来これらについてはいかなる処置をとられたか、御説明願ひたいと思ひのであります。

○富樫(勲)政府委員 道路整備は道路整備五カ年計画に基いて実施されておりますが、この中にも特殊改良といつたしまして路盤の改良を含めております。この路盤の改良は特に凍雪害を受ける地方に多いわけでありまして、凍雪害を受けるところは、路盤が相当堅固に、また排水が良好な状態に維持されなければならぬわけでございます。このために必要な計画は五カ年計画に盛り込まれておるわけでございます。その五カ年計画に盛り込まれた額は、全体に比しますれば、わずかな額ではございします。全体を改良、橋梁、舗装といふふうに分けて参りまして、凍雪害のために、特殊改良といふものを考へておるわけでありまして、その凍雪害の費用は、凍雪害を受ける度合いに応じて分けておるわけでございます。具体的に申し上げますと、この金は北海道、東北によつて行つておるわけでございます。道路整備五カ年計画につきましましては以上の考へで凍雪害防止の費用を考へておるわけでございます。

○前田(榮)委員 外国の例が必ずしも日本に適合しない場合もあると思ひますが、私は昨年モスクワ、レニング

ラー下からシベリアのイルクーツク等を視察して参りましたが、日本とは比較にならない寒いところでありまして、十一月に私が参りましたときに、すでにイルクーツクあたりは零下十度から十二三度、今ごろはおそらく三十度ぐらひに下つておるのではないかと想像するのであります。これらの地へ参りまして、日本のように道路の貧弱なところはございしません。しかもまた除雪等の用意といふますか、設備がまことに完備いたしておるのには、われわれは感心して参つたのであります。私がレニングラー、モスクワへ行つたときにちょうど雪が降つておりました。まだ十一月の初めでありまして、雪としては初期の雪であつて、日本のあわ雪が降つた程度であります。その際におきまして、市街の至るところで除雪車が活動いたしておりました。またそれらに対処するところの人員費等も相当多く使つておるのであります。当然日本の積雪寒冷地帯におきましても、これらの設備がなくてはならぬのであります。まことに貧弱なのに、外国の例をもつてしますれば、驚かされる状態なのであります。そこでこゝろ議員立法までやらなければならぬといふことになつてきたのであります。大體建設省は、こゝろいふものが議員立法で出るといふことは、むしろ責任上恥すべきではないかと思ひます。進んでこゝろいふ法律を早く制定して、そして、道路の破損、あるいはまた交通の便といふようなものを他の土地と大體比較できるような状態にしなければならぬと思ひます。日本のように、積雪寒冷地帯が交通不便で、また

交通機関の貧弱なところは、私が欧州各国を回って見たところでは、ないものであります。そういうことについては、もう少し建設省は積極的にならなければならぬ。従って、私どもはこの法律が衆議院を通過し、参議院を通過して、これが公布になった暁には、ややとすると議員立法に対して、まことに御無礼な言葉になるかも知れませんが、お役人の諸君は好感を持たないで、法律をいやいやながら施行するという傾向があるのであります。建設省はこの立法がもし国会を通過し、これが公布の暁には、積極的にこの法律に対して適切な方途を講ずるといふ熱意があるかないかをここに示していただいておかなければ、これが決議に重大な関係があると思うのですが、一つその御決意のほどを聞かせていただきたいと思ひます。

○富樫(凱)政府委員 お話のように、従来は除雪、防雪など、維持に属する事項に關しましては国の費用を出しておりません。これはもっぱら道路管理者がその責任において実行いたしておるわけでございます。御承知のように、道路整備が臨時措置法に基いて実施されておるわけでございますが、この法律におきましても、改築、舗装、その他の修繕ということになっておりまして、維持に属する費用は計画の中に入っておらないわけであります。日本の道路がきわめて劣悪な状態で、まづ幅が狭くて、自動車が一台中通れないところが多いわけでありまして、この改良の方に力を入れております結果こういふことになっておるわけでございますが、しかしこの道路整備は、臨時措置法のおかげで非常に進ん

でおるわけでございます。これは議員立法であつたわけでございますが、私どもはこれに忠実に従ひまして、これが実行に最善の努力を払つておるわけでございます。従ひましてこの法律に對しまして、予算の許可限り、できるだけこの法律の御趣旨に沿うように実行いたして参りたいと考えてござい

○前田(榮)委員 建設当局の熱意を込めての御発言があつたので、大体私も了とするものであります。

そこでもう一つ道路局長にお尋ね申し上げておきたいのであります。この法律は、ただいまの提案の説明にもあつたように、昭和三十一年度から施行するようになっておるのであります。が、もし当局に熱意があり、誠意があるといふし、予算がなければ、これはなかなか予想はできないかも知れませんが、けれども、政府が補正予算を組む等の機会があると思ふので、そういう際におきましては——この法律は実は三十二年四月一日まで待つわけにはいかない法律でありますけれども、議員立法の予算関係から、やむを得ず、いやいやながらやつてゐる事情なんでありまして、従つてもし補正予算を組む等の機会があるといふし、予算がなければ、これはもちろん大蔵省とも折衝をしなければならぬのであります。ひとりそういう覚悟ができて、実現ができてと保証はつかないと思ひますけれども、建設当局といひましては、そういう機会には予算の要求をし、この法律の施行が早まるように、また実質的にもそういふ処置を行う、またそう行うように努力する、こういう熱意があるか、政府の予算措置についてもできるだけ早く

実現する措置を講ずるようになつたと申す。お考えがどうか、この点もあわせてお聞かせ願ひたい。

○富樫(凱)政府委員 補正予算が組まれるかどうかはわからないのでござい

○富樫(凱)政府委員 補正予算が組まれるかどうかはわからないのでござい

ことが至当であるというよりな考えから、昭和三十一年度と銘を打つて出した次第であります。

○富樫(凱)政府委員 実はこの除雪防雪等の維持に關する費用は、北海道を除いて、ほかにはないわけではござい

○富樫(凱)政府委員 補正予算が組まれるかどうかはわからないのでござい

と野党ともに有志の諸君と懇談したり、あるいは大蔵当局あるいは建設当局とお話しした結果、やはり昭和三十一年度より実行することが穩当であるという結論に到達したわけなのであります。

○富樫(凱)政府委員 この法律ができませんと、さつそく政令でその指定の基準等を作らなければならぬわけであり

○富樫(凱)政府委員 今からそういう用意をした方がよろしいというふうに考えます。

を施行いたしますと、従来建設省が使用いたしておりました費用、これに五カ年間に年額どのくらい程度の予算を必要とするお見込みなのか。もちろんこういう事業でありますから、事業のやり方、その徹底の程度、こういうようなことによってもちろん違います。が、提案者といしましては、五カ年計画を施行いたしますと、予算上年額どのくらい程度に必要を認めておるといふ、予定でもございましてはお聞かせ願いたい。

○内海委員 どうも予算の内容もわからないで提案するということはおかしいなことになるが、私今資料を持ってきておりませんが、昭和三十一年度においては十五億四千万の見込みでございます。それからその後において年額二十億くらいところで進めてみよう、こういう考えを持っております。

○徳安委員長 中島君。

○中島委員 大体前田委員並びに橋委員の御質問に尽きておるのであります。が、なお補足的に少く提案者並びに政府委員に対して御質問いたしたいと思ひます。これは非常に時宜を得た法案であるというふうに考へて、党の態度は決定いたしません、個人といいたしましては非常に賛成をいたしておるわけでございます。そこで先ほど前田委員からも指摘いたしましたけれども、なぜ建設省はもっと早くこういう措置をとらなされたか、こういうふうに考へておるわけでありまして、一つの例を申し上げますと、私の方の国道百五十三号の名古屋——塩尻線というものが、これは長野県と名古屋を結ぶところの、南に出るところの長野県唯一の幹線道路であります。これに千

二百メートルの治部坂峠というのがあります、すでに七、八年前からその地方の住民、通行するトラックなどで除雪組合を作りまして、一台当り百円くらい通行する場合にとつて、約五、六十万円の金をとつて、みづから除雪して通行しておる。しかも金を徴収するために、どうしてもそれに人夫の費用として二十万ないし三十万円かかる。こういうふうに国道を、ちやうど昔の大井川の渡し守とちやんぼんのような変則な形で維持しておるといふ、国道管理の威信にも関するやうなことをやつて通行の保持に努めておる。こういうやうな実情なのであります。従ひまして、結局県の財政の困窮という点がありますけれども、その他これと類似して、わずかな金であるけれども、そういう態勢が整わぬがために、冬季節間交通を途絶しておるといふ幹線道路が各所にあると思ひ、従つてむしろこれは、前田委員の言われたやうに、建設省がこれらの法律をみずから提案すべきであつて、むしろ建設省は怠慢であると思ふわけでありまして、そこで前の委員からもいろいろ質問がありましたが、この法案は議員提案であるけれども、議員提案とせずに、来年度からならぬ政府提案として提出しないのかというの、橋委員なんかの疑問の点だと思ふのです。しかし昭和三十一年度以後とはこの法案になつておりましたけれども、補正予算なんぞを組む場合においても、この法案を出してあつても、本年度予算化される含みをもつて議員提案であつて出したのではないかと、提案者もそうした含みを持っておるかどうか、この点をお伺ひしたいと思います。

○内海委員 もちろん本年度から実施したいというところの用意なり、あるいは政府においてこの法案に対して協力する、努力するといふところの熱意が出てきますれば、われわれは双手をあげて臨時国会なり、あるいは来たるべき国会なり何なりで臨時措置を講ぜられるならば、われわれはこの施策に対して共鳴するものであります。何分にもこの問題は御承知の通り北海道において初めて経験されたものであつて、その結果が非常によかつたといふので北海道に右へならえして北海道及び東北その他関係の八県が打つて一丸となつてやつたといふやうなことであります。北海道の例を好例としてここに作り上げたやうな次第でありますから、政府において追加予算が補正予算等ですみやかに断行しなければならぬといふことになれば、われわれは双手をあげて賛成するものであります。

○中島委員 政府委員に質問いたします。ただいま提案者の意向は三十二年以降に法律案ではなつておるけれども、本年度におきましても政府当局においてその意思があり、また補正予算を組むやうな場合においてはそうしたいといふやうな御意向であるのか、建設当局のお考えはどうであるかお伺ひしたい。

○富樫(凱)政府委員 そういう機会がありまして、また緊急にその対策を講じなければならぬやうな事態がありますれば、補正予算に要求するつもりでございます。

○中島委員 そこでなお政府委員にお尋ねいたしますが、先ほどの道路局長の答弁の内容から見まして、これらの

法案に対しては賛成である、それからそういう意向もあつたやうな口吻でありましたけれども、現在まで政府提案としてこの法案が提出できなかった陰には大蔵省などの折衝の関連があつたかどうか、その点をお尋ねしたいと思ふのであります。

○富樫(凱)政府委員 従来北海道の道路の維持はこの除雪のために予算は要求しておりましたが、除雪の費用はもたらなかつたわけでございます。しかしそのために法律を作ろうかといふ考えはまだ持つておらなかつたわけでございます。

○橋委員 この要綱の第一にある点で提案者にお聞きしたいのであります。が、積雪寒冷特別地域といふのは何かきまつた地域が規定されておるのか、あるいは慣習でこういう字句を使われたといふのなら、大体どの範囲の地区をいふのか、もしそういうものが全然なくて新たにきめていくということになれば、積雪あるいは温度あるいは交通量といふやうなものが選定の基礎になつてくると思ひます。しからばどのくらいの程度をこの地域に編入するお考えであるかという点をお伺ひいたします。

○内海委員 この地域の問題であります。これは立法に際してもいろいろ議論のあつたところであります。実は地域を表明しないところに妙味のある法律になつております。地域を今から表示しておるといふやうなことではいろいろな御議論が出るので、とりあえずこの問題は政令によつて建設大臣に御一任する方が適当じやないかといふ考えからこういたしましたのであります。

○橋委員 提案者のこの法案の取扱いをおもんばかつた御説明はわかるのであります。が、しかし私はこの県のどこに入るかといふことをお伺ひしておるのではないのであります。ここで使われた特別地域といふのは大体そういうワケにはまる慣例があるのかといふ点と、もしそういうものがないとするならば、大体先ほど申し上げましたやうな雪とか、温度、交通量といふ大の規格といふものが私は考えられなければならぬと思ふのであります。従つて提案者はそういうことを言われましたが、建設省の方はこの取扱いはどういふふうにお考えになつておるか、こまかい点でなくてもけっこうです。大体の大まかなアウト・ラインといふか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○富樫(凱)政府委員 この法案の成立によりまして具体的な計画を立てたいと考えておるわけでありまして、今まで通常言われておりましたことは東北、北海道と言われておつたわけでありまして、東北、北海道のほかにも積雪寒冷の度が激しい地域があるわけでありまして、またその地域において除雪を必要とする道路があるかと考えます。大体が東北で現在除雪を行なつて自動車を通しておるといふのが具体的な基準になるのではないかと考へておるわけでございます。

○徳安委員長 他に御質疑はありますか——御質疑は別にないやうでありますから、本案に対する質疑はこれにて終了したいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○徳安委員長 御異議ないものと認めて、さうに決します。よつて本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。討論採決は次会に譲ります。

○徳安委員長 この際政府委員が出席しておりますので、地代家賃統制令の一部を改正する法律案及び都市公園法案の両案について補足説明を聴取したいと存じます。住宅局長。

○鎌田政府委員 ただいま提案になりました地代家賃統制令の一部を改正する法律案につきまして逐条的に御説明申し上げます。

まず第七条第一項第一号を改正いたしました。従来借地または借家について著しい改良工事がなされた場合に都道府県知事の認可によつて地代及び家賃の統制額の増額を認めておりましたが、これを借地につきましては改良工事がなされたとき、借家につきましては改良工事または大修繕と認められる一定範囲の工事がなされたときに改めまして、都道府県知事の認可によつて増額できる範囲を拡張いたしました。さらに同条第一項の次に新たに一項を加へまして、前に述べました大修繕と認められる工事の範囲は建設省令で定めることにいたしました。

次に、第十五条を改正いたしました。従来都道府県知事が地代及び家賃の統制額の増額及び減額の認可をしようとする場合に、都道府県地代家賃審査会の意見を聞かなければならないこととなつておりましたのを貸主または借主の申請による場合には、当該審査会の意見を聞かなくてもよいこととしたしました。

次に従来の第二十三条の規定は、統制対象を除外する規定であります。

さらに本条の一部を改正いたしました。同条に新たに第三号を加へ、延面積が三十坪をこえる建物及びその敷地を除外することとしたしました。しかし三十坪をこえる建物でありまして、その一部を他に賃貸し、当該賃借部分及び賃借部分を差引いた残りの居住部分がいずれも三十坪以下である場合には、その建物及びその敷地は統制対象から除外しないこととしたしました。同時にまた建物の賃借部分で三十坪以下のものは、これを除外しないこととしたしております。

第二十三條第三項の改正は、第二十二條第二項の改正に伴う字句の整理であります。

以上、地代家賃統制令の一部を改正する法律案について逐条御説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上御可決あらんことをお願いいたします。

○徳安委員長 次に計画局長。

○町田政府委員 都市公園法案につきましてお手元に差し上げてございます要綱の順序に従ひまして簡単に補足的に御説明申し上げます。

この法案の第一章は、総則でございますが、この総則には目的と定義を規定いたしました。

まず第一に、この法律は都市公園の設置及び管理に関する基準等を定め、都市公園の健全な発達をはかることを目的としたしております。

第二に、この法律において都市公園といふのは、都市計画区域内において地方公共団体が設置する公園もしくは緑地、または都市計画の施設である公園もしくは緑地で、地方公共団体が設置するものを言うことにいたしました。

また公園施設といふのは、都市公園の効用を全うするため設けられる一定の施設をさすことにいたしました。

国立公園計画等に基いて設けられる施設は、都市公園または公園施設に含まれないものとしたのでございます。

第二章におきましては、都市公園の設置及び管理に関する規定を設けておるのでございまして、地方公共団体が都市公園を設置するときは、政令で定めるその配置及び規模に関する技術的基準に適合するように行ふべきものとしたのでございます。

第四に、公園施設である建築物の公園における建築率を限定いたしましたのでございます。

第五に、公園管理者は都市公園に設ける公園施設をみづから設け、または管理することが不適当または困難であると認められるものに限りまして、公園管理者以外の者に当該公園施設を設け、または管理させることができるものといたしましたのでございます。この場合において公園施設を設け、または管理しようとする者は、公園管理者の許可を受けなければならないものといたしました。

第六に、都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件または施設を設けて都市公園を占用しようとする場合には、公園管理者の許可を受けなければならぬものとしたのでございます。

公園管理者はただいま申しました都市公園の占用が一定の要件を満たす場合に限りて許可を与えることができるものといたしました。

第七に、都市公園に公園施設を設け、または工作物等を設ける許可を受けた者は、当該設置、管理もしくは占用の期間が満了したとき、または当該設置、管理もしくは占有を廃止したときは、直ちに都市公園を原状に回復しなければならぬものとしたのでございます。

第八に公園管理者は、法令等に違反する者に対して、または都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合等においては、この法律の規定による許可を受けた者に対してこの法律の規定によつてした許可の取り消しその他一定の処分をし、または行為もしくは工事の中止等一定の措置を命ずることができるとすることと規定いたしましたのでございます。

なお原因者負担金、付帯工事に要する費用、義務履行のために要する費用等について必要な規定を整備いたしました。

また第十といたしまして、公園管理者は、公益上特別の必要がある場合等のほかみだりに都市公園を廃止してはならない旨の規定をいたしたのでございます。

第十一といたしまして、公園管理者は、都市公園台帳を作成し、これを保管しなければならないものとしたしました。

以上が第二章でございますが、第三章は雑則でございます。まず第十、国は予算の範囲内において地方公共団体に對し都市公園の新設または改良に要する費用の一部を補助することができるものといたしました。

第十三、建設大臣は都道府県及び市町村に對し、都道府県知事は市町村に對し、都市公園の行政または技術に關し必要な勧告、助言または援助をすることができるといたしましたのでございます。

第十四に、都市公園を構成する土地物件につきましては、道路の規定と同様に私権を行使することができないものとしたのでございます。

なお第十五、地方公共団体が都市公園を設置すべき区域を決定し、その区域内の土地について権原を取得した後においては、第四から第九まで及び第十四のそれぞれの規定は当該土地について準用するものとしたのでございます。

その他雑則に異議の申し立て及び訴訟について必要な規定を整備いたしました。

第四章が罰則でございます。それぞれ必要な罰則を整備いたしました。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしたしまして、附則にその旨を規定いたしました。

それから附則には既設公園の取扱ひについて必要なそれぞれの経過規定を整備いたしましたのでございます。

以上が簡明でございますが、都市公園法案の要綱につきましての御説明でございます。

○徳安委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明十六日午後一時より開会いたします。

午後二時四十八分散会